## 沖縄県立芸術大学自己点検・評価委員会規程

(平成29年7月27日学長決裁)

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)は、沖縄県立芸術大学学則第6条の2 及び沖縄県立芸術大学大学院学則第5条の3の規定に基づき、自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、建学の精神に基づき本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究その他の諸活動、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究等の質を保証し向上させることを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。
  - (1) 大学評価の基本方針に関すること
  - (2) 自己点検・評価の実施要綱の策定に関すること
  - (3) 自己点検・評価の実施に関すること
  - (4) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること
  - (5) 自己点検・評価の結果に基づく改善に関すること
  - (6) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価その他の第三者評価に関すること
  - (7) その他自己点検・評価に関すること

(組織)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 各学部長
  - (3) 各研究科長
  - (4) 附属図書·芸術資料館長
  - (5) 附属研究所長
  - (6) 学生部長
  - (7) 事務局長
  - (8) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- **2** 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代行する。 (会議)
- 第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- **2** 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(実施要綱の策定)

- 第8条 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、次に掲げる項目を含む実施要綱を策定し、全学的に運営を管理する。
  - (1) 自己点検・評価の領域及び内容
  - (2) 自己点検・評価の対象期間及び実施時期
  - (3) 自己点検・評価報告書の作成、承認、公表
  - (4) その他委員会が必要と認める事項 (部局等委員会)
- 第9条 自己点検・評価を実施するに当たり、別表に掲げる部局等ごとに当該組織名を冠 した自己点検・評価委員会(以下「部局等委員会」という。)を置く。
- 2 部局等委員会は、委員会が策定した実施要綱に従い、部局等ごとの自己点検・評価を 行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 部局等委員会の委員の構成及びその選出方法については、委員会が別に定める。
- 4 部局等委員会の委員長は、当該部局等の長とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、部局等委員会の運営に関し必要な事項は、当該部局等が 別に定める。

(専門部会)

- 第10条 委員会は、必要に応じ自己点検・評価専門部会(以下「専門部会」という。)を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員長の諮問により、個別の点検事項について自己点検・評価を実施し、 その結果を委員会に報告するとともに改善策等を提言する。なお、既設委員会等で、こ の目的を達成することが可能な場合は、それをもって専門部会とすることができる。
- 3 専門部会の構成、委員の任期等は、必要に応じて委員会が別に定める。 (庶務)
- 第11条 委員会の庶務は、総務課において処理する。
- 2 部局等委員会の庶務は、当該組織の担当事務において処理する。
- 3 専門部会の庶務は、点検・評価事項に応じて委員会が定める。 (\*\*#BIL)
- 第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を 経て委員長が別に定める。

附則

- **1** この規程は、平成29年7月27日から施行する。
- 2 沖縄県立芸術大学評価委員会規程(平成11年11月30日制定)及び沖縄県立芸術大学外部評価指摘事項等改善委員会規程(平成21年12月17日制定)は、平成29年7月27日に廃止する。

## 別表(第9条関係)

部局等 美術工芸学部

音楽学部

造形芸術研究科

音楽芸術研究科

芸術文化学研究科

全学教育センター

附属図書·芸術資料館

附属研究所

事務局 (学生部を含む)